

## 平成 30 年度 第 7 回幹事会議事録 要約

開催日時：平成 30 年 12 月 1 日(土) 16 時 10 分～18 時 10 分

開催場所：大阪産業大学 梅田サテライトキャンパス

成立要件：出席者 21 名（委任状 3 名）、欠席者 0 名（※定足数 16 名以上）

### 1. 報告事項

#### (1) 会長、部会（総務部・運営事業部・広報事業部）、会計長、事務局の報告

- ・会長：11 月 2 日(金)、大東市民会館キラリエホールにて、学園創立 90 周年記念式典と祝賀会が挙行された。また、11 月 3 日(土)、4 日(日)に大学祭(阪駒祭)が開催され、学生団体助成金を学生団体代表に授与した。校友会テントも無事に終わり、大変大盛況であった。
- ・総務部：12 月 1 日(土) 15:10 より総務部会を開催し、平成 31 年度予算(案)を検討した。
- ・運営事業部：12 月 1 日(土) 15:10 より総務部会を開催し、平成 31 年度予算(案)及び平成 31 年度の代議員会、支部長懇談会の開催会場の検討、大学祭(阪駒祭)校友会テント運営の反省点等を検討した。
- ・広報事業部：12 月 1 日(土) 15:10 より広報事業部会を開催し、平成 31 年度予算について検討した。
- ・会計長：1 億円の国債が、来年に償還を迎える。
- ・事務局：12 月 3 日、4 日・5 日、学校法人に対しての会計監査院の現地調査がある。検査員から、校友会海外支部の活動状況についての質問があったので、海外支部 3 支部長に活動状況の報告をメールで依頼している。

#### (2) 支部総会の報告

##### ・福岡県支部総会

九州で校友会の支部が無い佐賀県・熊本県の校友会会員を福岡県支部総会に招きたい。そのために佐賀県・熊本県の校友会会員の名簿提供の依頼があったので、運営事業部で検討することになった。

##### ・宮崎県支部総会報告

宮崎県支部より支部活動を辞めたいという意向であったが、運営事業部では何とか残そうとこの 1 年間模索をしていたところ、新しく支部長が決まり宮崎県支部の活動は継続する方向に向かっている。

##### ・沖縄県支部総会報告

これまで沖縄県支長は沖縄出身でない方がされていたが、今回から沖縄出身の方が支部長をされることになった。

#### (3) 大学祭校友会テント・支部テントについて

兵庫県南支部と滋賀県支部の支部長より、次年度の校友会テント運営について商品販売の可否についての意見があり、運営事業部で検討する。また、今回は 8 支部が参加していただいたので、アンケートを実施して来年度の校友会テントの運営方法について検討する。

#### (4) 校友会会則改正検討委員会

11 月 18(日)梅田サテライトで 13 時より会則改正検討委員会を開催した。現在、19 条から 38 条までの修正と確認作業を進めている。次回の第 3 回会則改正検討委員会は、

12/9(日)15時から梅田サテライトで開催し、平成31年1月の幹事会に会則改正(案)を上程する予定である。

#### (5) 校友会周年事業準備委員会

校友会設立50周年記念式典と記念祝賀会の開催日は、2020年11月15日(日)を第一候補日とし、第2候補日を2020年11月8日(日)で調整している。会場となるホテルは、次回1月19日の幹事会までに選出する。

#### (6) その他

- ・和歌山県支部総会2019年2月16日(土)開催予定で、幹事の協力要請があった。
- ・例年3月に学生プロジェクト発表会が開催され、会長が選定した優秀プロジェクトには校友会から表彰と副賞2万円が授与される。校友会表彰に関して、学生プロジェクト表彰の理由を明確にしてほしい。個人表彰した学生には、卒業後校友会に入ってもらいたいとの意見があった。

### 2. 協議事項

#### (1) 平成31年度校友会予算(案)について

会計長より、資料に基づき次の説明があった。平成31年度校友会予算(案)については、前回の幹事会でおおむね了承していただいた。各事業部に昨年度より2%削減案をお願いして、各事業部の予算案を取りまとめた。本件は審議事項ではあるが、本日の各部会で修正があったため、再度、予算案を集計して次回の幹事会で審議する。

#### (2) その他

特になし

### 3. 審議事項

#### (1) 事務等委託・業務委託契約書(案)について

法人財務部からの事務等委託契約(案)締結の申し出について説明があった。契約(案)の趣旨として、現在、校友会会費の委託徴収を法人にお願いしているため、一旦、法人会計に計上されている。

本来、校友会会費は法人会計とは別であるが、先の理由で法人財務では校友会会費も監査対象になっている。法人財務部が校友会会費を法人財務の監査対象から外すために、あずさ監査法人との相談したところ、法人と校友会とが事務等・業務委託契約(案)を締結すれば監査対象から外すことができる。契約の文言について修正意見があれば校友会事務室へ連絡することになった。

#### (2) 支部長の幹事会傍聴について

支部長の幹事会傍聴についての提案があり、継続審議となった。

以上